

道銀Web専用口座〔スマートLeaf〕(総合口座) 規定

1. 通帳の不発行

普通預金・定期預金・積立定期預金により総合口座を開設するにあたっては、「総合口座取引規定」、「新型期日指定定期預金共通規定」「自動継続新型期日指定定期預金規定」「自由金利型定期預金（M型）共通規定」「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定【単利型】」「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定【複利型】」「道銀積立定期預金規定（道銀積立定期預金ファミリー・道銀積立定期預金プランファミリー用）」にかかわらず通帳は発行しないものとします。

2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 本契約では必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 本契約では預金者は必ず「道銀ダイレクトサービス」を登録するものとし、普通預金の残高・入出金明細等は「インターネットバンキング」の照会サービスにより確認するものとします。（定期的なお取引明細の送付等はいりません。）
- (3) 預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。
- (4) この預金口座から普通預金の払出または定期預金、積立定期預金の解約を店頭窓口とする時は、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、払戻し金額を記入のうえ届出印章の押印をし、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に提示するものとします。
- (5) この預金口座への入金を店頭窓口とする時は、当行所定の入金票に口座番号、氏名、入金金額を記入のうえ、この預金口座のキャッシュカードを店頭窓口に提示するものとします。
- (6) 上記の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に提示するものとします。

3. 特約の解約

上記2の特約に違反した場合次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなく上記2の特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合は、解約日から普通預金規定のみが適用されるとともに通帳が発行されるものとします。

- (1) 「道銀ダイレクトサービス」を解約した場合
- (2) 上記2の特約に違反した場合

4. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「新型期日指定定期預金共通規定」「自動継続新型期日指定定期預金規定」「自由金利型定期預金（M型）共通規定」「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定【単利型】」「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定【複

利型】、「道銀積立定期預金規定（道銀積立定期預金ファミリー・道銀積立定期預金プランファミリー用）」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」、「道銀ダイレクトサービスご利用規定」を準用するものとします。

- (2) 本規定、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「新型期日指定定期預金共通規定」「自動継続新型期日指定定期預金規定」「自由金利型定期預金（M型）共通規定」「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定【単利型】」「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定【複利型】」、「道銀積立定期預金規定（道銀積立定期預金ファミリー・道銀積立定期預金プランファミリー用）」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」、「口座振替依頼書電子受付サービス取引規定」および「道銀ダイレクトサービスご利用規定」の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

以上

(2022年11月21日現在)